

社会福祉法人田野畑村社会福祉協議会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人田野畑村社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員並びに各種委員会等の構成員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、別表1のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員等及び関係行政機関の職員である役員等に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 会長及び常務理事に対する報酬の支給の時期は、本会職員の給与規程を準用する。

- 2 副会長、理事、監事、評議員及び各種委員会委員に対する報酬は、理事会、評議員会又は各種委員会への出席など法人や施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が出張する場合は、別表2のとおり旅費を支給する。ただし、本会職員の運転する公用車へ乗車し、会議等への出席を行った場合は車賃を支給しない。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬の日割り計算)

第5条 新たに会長又は常務理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 会長又は常務理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から本会職員就業規則第17条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月26日より施行する。
- 2 社会福祉法人田野畑村社会福祉協議会役員等の報酬及び旅費規程（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

別表1

役職名	報酬の額
会長	月額 30,000円
常務理事	予算の範囲内で会長が別に定める額
副会長、理事、監事、評議員	日額 6,000円
	4時間以内の場合 3,000円
各種委員会委員 (評議員選任・解任委員会委員を除く)	日額 4,000円
	4時間以内の場合 2,000円

別表2

鉄道、船賃		車賃		日当	宿泊料 (1夜につき)
県内	県外	1キロメートルあたり	特例滞在 1日につき (県外のみ)		
普通車運賃	普通車運賃	37円	1,500円	県内 0円	県内 9,000円
				県外 2,000円	県外 11,000円

- 1 鉄道運賃は、特別の事由のない限り、県内は普通列車自由席とし、県外は特別急行又は急行列車指定席とする。
- 2 船賃については、鉄道運賃に準ずるものとする。
- 3 6大都市に出張するときは、日当、宿泊料共本表の1割増とする。